

## 災害時の応援業務に関する協定書

南魚沼市（以下「甲」という。）と南魚沼市融雪協会（以下「乙」という。）は、災害時における応援業務に関して次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、現に災害が発生した場合、または災害発生の恐れがある場合、甲が乙の協力を得て行う災害の予防、応急対策及び災害復旧を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （応援業務の内容）

第2条 応援業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 市管理公共施設の被災状況の調査
- (3) 市管理公共施設の障害物の除去
- (4) 被災箇所、被害施設の応急対策工事
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

### （連絡担当者の設置及び情報の共有）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙はこの協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を必要に応じて行うものとする。

### （応援要請及び応諾）

第4条 甲は必要と認める場合、次の各号に掲げる内容を明らかにした文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行うものとし、後日速やかに当該文書を送付するものとする。

- (1) 応援業務の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な情報

2 乙は甲からの応援要請を受けた場合は、甲の現地責任者の指示を受け応援業務に従事するものとする。

### （業務報告）

第5条 乙は前条の規定により、第2条に規定する業務に従事した場合は、その内容を別に定める様式により甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づく応援業務に要した費用は、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

### （損害賠償）

第7条 乙は応援業務中に甲及び第三者に対して及ぼした損害については、その賠償の責及び賠償額は甲乙協議の上定めるものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年7月23日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解除の申し出がない場合、同一条件で自動延長するものとし、以後この例による。

### （協議事項）

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成21年7月24日

甲 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長

井口一郎 

乙 新潟県南魚沼市穴地31番地1

南魚沼市融雪協会

協会長

丸山悦夫 